

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	篠路アンダーパス非常用発電設備部品交換業務
発 注 課	建設局土木部道路設備課
選 定 事 業 者	富士電機（株）北海道支社
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む)	
<p>本業務にて部品交換を行う発電設備は、上記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備・システム全体を熟知していることが不可欠であり、部品交換後の性能の保持及び信頼性の確保を行うことが要求される。 上記業者は、本業務履行における、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記業者を契約の相手方として選定する。</p>	
準 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和 5 年 7 月 26 日